様式３

**群馬県税務システム導入及び運用に係る業務委託共同企業体協定書**

（基本事項）

第１条 本協定は、○○○○（以下「発注者」という。）における「群馬県税務システム導入及び運用に係る業務委託」（以下「委託業務」という。）の履行をコンソーシアムとして共同して行うにあたり、コンソーシアム内における基本的な合意事項を定めるものである。

（コンソーシアムの名称）

第２条 コンソーシアムの名称は、「○○○○」（以下「当コンソーシアム」という。）とする。

（成立の時期及び解散の時期）

第３条 当コンソーシアムは、本協定を締結した日にかかわらず、○年○月○日に成立し、当コンソーシアムと発注者との間で委託業務に係る契約（以下「原契約」という。）を締結した場合、原契約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間は、解散することができない。

２ 委託業務を発注者より請け負うことができなかったときは、当コンソーシアムは、前項の定めにかかわらず、発注者と第三者間において委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の名称）

第４条 当コンソーシアムの構成員は次のとおりとする。

　１．○○○○

　２．○○○○

（代表者の名称と責任及び権限）

第５条 当コンソーシアムの代表者は、○○○○とする。

２ 当コンソーシアムの代表者は、業務の履行に関し、当コンソーシアムを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限を有するものとする。また、業務の履行に係る全体管理の役割及び発注者からの通知、連絡、問合せ又は当コンソーシアムから発注者への通知、連絡、回答もしくは報告等の対応を行う役割を担うものとする。

（構成員の責任）

第６条 当コンソーシアムの構成員は次に定める責任を有するものとし、当コンソーシアムの他の構成員の分担業務について、連帯債務又は保証債務を負わないものとする。

　１．第７条に定める自己の分担業務に係る責任

　２．第１１条の定めに定める発注者又は第三者に対する責任

（業務の分担）

第７条 当コンソーシアムの構成員の分担業務については、別紙１「コンソーシアム構成員分担業務一覧」に記載のとおりとする。

２ 前項にかかわらず、分担業務の一部につき、原契約の内容の変更、増減があった際にはそれに応じて分担の変更があるものとする。

（再委託）

第８条 当コンソーシアムの代表者を除く構成員は第三者に業務の全部及び一部を委託する場合は、当コンソーシアムの代表者の書面による事前の承諾を得るものとする。

２ 前項の場合、当コンソーシアムの代表者は発注者の書面による承諾を得たうえで、第三者への委託を申請した構成員に対し、当該構成員から第三者への委託について承諾するものとする。

３ 当コンソーシアムの構成員は、前二項に基づき本業務の履行に係る作業の全部又は一部を第三者に委託した場合、当該第三者に本協定に基づく一切の義務を遵守させると共に、当該第三者の行為につき発注者及び当コンソーシアムの代表者に対し一切の責任を負うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第９条 当コンソーシアムの構成員は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定又は原契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は担保に供してはならない。

（損害賠償）

第１０条 当コンソーシアムの構成員が業務の履行に際し発注者に損害を与えた場合、当該構成員がこれを負担し、発注者又は第三者に対して直接に責任を負うものとする。

２ 当コンソーシアムの構成員がその他の構成員に損害を与えた場合、構成員間で、その責任につき協議するものとする。

（委託業務途中における構成員の脱退）

第１１条 当コンソーシアムの構成員は、当コンソーシアムが委託業務に係る全ての債務の履行が完了するまでは、当コンソーシアムを脱退することができない。

（委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１２条 原契約に基づく全ての債務の履行が完了するまでの間に当コンソーシアムの構成員が委託業務途中において破産又は、解散した場合においては、構成員間で、分担業務の完成について協議するものとする。但し、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、新たな構成員を当コンソーシアムに加入させ、破産又は解散した構成員の分担業務を完成させるものとする。

（優先順位）

第１３条 当コンソーシアムの構成員は原契約で定める内容を遵守するものとする。なお、構成員間で本協定書とは個別に契約を締結し、当該契約の定めと本協定書の定めが抵触する場合は、当該契約の定めを優先するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１４条 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合、又は、定めのない事項については、当コンソーシアムの構成員間で協議するものとする。

　当コンソーシアムの構成員は、上記のとおり企業連合協定を締結したので、その証として本協定書を２通作成し、各通に全構成員が記名捺印し、各自保有する、又は本協定書の電磁的記録を作成し、甲乙電子署名のうえ各自その電磁的記録を保有するものとする。

　　○年○月○日

　　　　　　　　　 共同企業体の名称

代表構成員　住所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構　成　員　住所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構　成　員　住所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙１　コンソーシアム構成員　分担業務一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 役割 | 分担業務 |
| ○○○○ | 代表者 | ○○○○ |
| ○○○○ |
| ○○○○ |
| ○○○○ |
| ○○○○ | 構成員 | ○○○○ |
| ○○○○ |
| ○○○○ |

　なお、上記詳細に関しては、原契約の仕様書に基づき代表者と構成員の間で協議の上で決定するものとする。